

# 令和5年度決算 健全化判断比率の状況（速報）

ポイント（総括） 財政の健全度を示す4指標のいずれも早期健全化基準を下回る

（単位：％）

	健全化判断比率（高知県）	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	3.75	5.0
② 連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
③ 実質公債費比率	11.7	25.0	35.0
④ 将来負担比率	177.3	400.0	※

（※）将来負担比率には財政再生基準なし

ポイント① [実質赤字比率・連結実質赤字比率] ともに該当なし

- ◆一般会計等の実質赤字の財政規模に対する比率である実質赤字比率は、一般会計等がおよそ27億円の黒字であったことから、該当なし（令和4年度決算：該当なし）
- ◆全ての会計を対象とした実質赤字の財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、上記に加えて、公営企業会計がおよそ160億円の資金剰余を生じていることから、該当なし（令和4年度決算：該当なし）

ポイント② [実質公債費比率] 元利償還金の増加などに伴い、0.6ポイントの増加

令和4年度決算	令和5年度速報値
11.1%	11.7%

- ◆実質的な公債費が財政規模に占める割合を示す実質公債費比率（3か年平均）は、前年度と比較して、元利償還金が増加したことなどにより、前年度から0.6ポイント増加した。

ポイント③ [将来負担比率] 充当可能財源の減少などに伴い、0.9ポイントの増加

令和4年度決算	令和5年度速報値
176.4%	177.3%

- ◆一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が財政規模に占める割合を示す将来負担比率は、将来負担額は減少したものの、充当可能財源が減少したため、前年度比で0.9ポイント増加した。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について

○健全化判断比率について

■令和5年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回る。

(単位：%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	R4年度
① 実質赤字比率	—	3.75	5.0	—
② 連結実質赤字比率	—	8.75	15.0	—
③ 実質公債費比率	11.7	25.0	35.0	11.1
④ 将来負担比率	177.3	400.0	※	176.4

(※)将来負担比率には財政再生基準なし

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(1)歳入総額	720,546 百万円	各会計の決算額を単に合計したもの
(2)歳出総額	710,177 百万円	
(3)翌年度に繰り越すべき財源	7,646 百万円	
(4)実質収支額 (1)-(2)-(3)	2,724 百万円	
(5)標準財政規模	269,981 百万円	臨時財政対策債発行可能額を含む
<b>実質赤字比率 (4)/(5)</b>	<b>— %</b>	<b>実質赤字がない → 該当なし</b>

※1 一般会計等：一般会計のほか、公営企業会計を除く特別会計が含まれる。

※2 四捨五入のため端数が合わないものがある。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計等及び公営企業会計）を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額 = (イ+ロ) > (ハ+ニ) の場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字が生じた会計の実質赤字額の計	・・・	実質赤字額なし
ロ 公営企業会計のうち資金不足が生じた会計の資金不足額の計	・・・	資金不足額なし
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質黒字が生じた会計の実質黒字額の計	・・・	4,301 百万円
ニ 公営企業会計のうち資金剰余が生じた会計の資金剰余額の計	・・・	11,936 百万円

**連結実質赤字額がない → 該当なし**

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

(単位：百万円)

	R3	R4	R5
A 地方債の元利償還金(繰上償還額及び満期一括償還の元金分除く)	57,639	57,328	59,814
B 準元利償還金	13,694	14,298	14,748
C 特定財源	574	607	2,423
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	45,440	44,330	43,166
E 標準財政規模	279,802	271,082	269,981
単年の実質公債費比率{(A+B)-(C+D)} / (E-D)	10.80331%	11.77029%	12.77377%
<b>実質公債費比率(3ヶ年平均)</b>	<b>11.7%</b>		

※ 四捨五入のため端数が合わないものがある。

#### ④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位：百万円)

	R4年度	R5年度
A 将来負担額	1,030,279	1,019,781
地方債残高	924,723	916,721
(うち、臨時財政対策債を除く)	597,336	610,106
退職手当負担見込額	81,241	80,236
公営企業債等繰入見込額	9,644	9,211
県市病院企業団の地方債等償還のうち県負担分	6,458	6,020
土地開発公社(県)の負債等	0	0
森林整備公社等に係る県の損失補償付債務	3,823	3,579
道路公社に係る事業完了後の債務残高見込額	0	0
共済組合住宅賃借料等の債務負担行為に基づく支出予定額	4,390	4,015
競馬組合の累積債務のうち県負担分	0	0
B 充当可能財源等	630,202	617,621
基準財政需要額算入見込額	538,181	518,724
基金残高	76,356	82,799
その他充当可能特定財源	15,665	16,099
C 標準財政規模	271,082	269,981
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	44,330	43,166
<b>将来負担比率 (A - B) / (C - D)</b>	<b>176.4%</b>	<b>177.3%</b>

※四捨五入のずれあり

#### ○資金不足比率について

■各公営企業における「資金不足比率」については、令和5年度決算において**資金不足を生じた公営企業はない。**

※令和4年度決算においてもなし

(単位：百万円・%)

特別会計名	事業規模 (A)	資金不足額 (B)	資金不足比率 (B) / (A)
法 適 用	工業用水道事業会計	170	0
	電気事業会計	1,597	0
	病院事業会計	11,882	0
	流域下水道事業会計	594	0
法 非 適 用	港湾整備事業特別会計	216	0
	流通団地及び工業団地造成事業特別会計	6,997	0

資金不足比率の経営健全化基準：20%